

固定資産税の手続き等について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

●固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、富士見町内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

○固定資産の定義

土地	宅地・田・畑・山林・原野・雑種地など
家屋	基礎があり土地に定着しているもの
	屋根および周壁で三方が囲われ、外界から遮断された空間があるもの 居住・作業・貯蔵などの用途に使用可能なもの
償却資産	事業に使用している機械・備品・家屋とならない構築物など

○税額の算出方法 …… 固定資産の課税標準額 × 1.4%(税率) = 固定資産税額

○免税点 …… 町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

●固定資産税の主な届出、申請等について

固定資産税に関して平成30年中に次のような事由が発生した場合には、平成31年1月末日までに届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）からもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人代表者指定（変更）届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき（※）
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき
3	新築（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅の減額を受けるとき
4	認定長期優良（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき （県が発行した認定通知書の写しを添付）
5	住宅用地適用（異動）申告書	新築等で住宅用地特例の適用を受けるときや、住宅用地の所有者等が変更となったとき
6	納税管理人（変更）申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人から選任するとき
7	納税管理人（変更）承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人から選任するとき
8	未登記家屋所有者変更届出書	登記されていない家屋の所有者が売買・相続・贈与等により変更となったとき
9	家屋減失届出書	家屋の一部または全部を解体・除却したとき
10	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋の利用状況が変更となったとき
11	償却資産申告書	毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき

※『相続人代表者指定（変更）届出書』の様式は、富士見町に死亡届を提出した親族の方にお渡ししています。町外で死亡届を提出した場合はご連絡ください。